

保護者の皆様

令和2年3月5日
練馬区立石神井台小学校
校長 海老原 誠

練馬区教育委員会から、「新型コロナウイルス感染予防対策に伴う臨時休業中の生活指導について」保護者の皆様への注意喚起ということで、以下のような内容の通知文が届きました。ご一読いただき、ご協力お願いいたします。

1 児童生徒の健康管理について

- (1) 新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるため、不要に外出することがないようにする。
- (2) 自宅においては、規則正しい生活を送り、毎朝検温をするとともに、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うようにする。
- (3) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、学校に連絡する。

2 児童生徒の安全管理について

- (1) 臨時休業中に友人宅に遊びに行ったり公共の場所に集まったりすることがないようにする。
- (2) 児童が自宅で留守番をする際には、「ドアチャイム・インターホンや電話には出ない、窓やドアを開けっ放しにしない」等の防犯についての確認をしておく。
- (3) 臨時休業期間、インターネット等に多く触れることが考えられるため、下記のサイトを確認する等、情報モラルについての意識を高める。

(参考) 文部科学省ホームページ「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～2020年版」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm